

「届出医療等の活用と留意点」(2024 年度～2025 年度版) 正誤及び追補

(2025. 7. 30 現在)

※本書発刊以降に厚労省から出された告示・通知の訂正などによる正誤・追補は、■印で示している。
※7月4日に公開した正誤表以後に追加した正誤部分を太枠・マーカーで示している。

頁	訂正箇所	誤	正
○ 本書の利用方法(2024 年9月 30 日までの経過措置)			
2	下段表の右欄	適切な意思決定支援に関する指針	・適切な意思決定支援に関する指針 ・健康相談及び予防接種に係る相談、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応、患者の状態に応じて28日以上長期投薬又はリフィル処方箋交付可能な旨の院内掲示 ・サービス担当者会議への参加実績やケアマネ等との相談機会の有無
○ (5) オンライン資格確認を行う体制を有する医療機関 WEB			
38	上から 28 行目の次に追加	(5) オンライン資格確認を行う体制を有する医療機関 WEB 療担規則第3条第4項及び療担基準第3条第4項に規定する体制を掲示します。具体的には、「マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を実施」している旨を掲示します。	
○ 3. 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されているもの			
38	下から 18 行目	則として 2025 年 3月 31 日までは義務化が猶予されており、また……	則として 2025 年 5月 31 日までは義務化が猶予されており、また……
○ ⑧A001 再診料の注 11「明細書発行体制等加算」WEB			
39	上から 28 行目	⑧A001 再診料の注 11「明細書発行体制等加算」 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している旨を院内掲示している。	⑧A001 再診料の注 11「明細書発行体制等加算」WEB 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している旨を院内掲示している。 掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載している。
○ ㉘ A237 ハイリスク分娩等管理加算(ハイリスク分娩管理加算) WEB			
41	上から 3 行目	している。 1年間の分娩件数は ウェブサイトにも掲載している。	している。 また、この内容を ウェブサイトにも掲載している。
○ ㉙ A237 ハイリスク分娩等管理加算(地域連携分娩管理加算) WEB			
41	上から 6 行目	いる保険医療機関名を院内掲示している。 1年間の分娩件数は 、ウェブサイトにも掲載している。	いる保険医療機関名を院内掲示している。 また、この内容を ウェブサイトにも掲載している。
○ ㊸B001(22) がん性疼痛緩和指導管理料			
41	下から 1 行目	㊸B001(22) がん性疼痛緩和指導管理料 WEB	㊸B001(22) がん性疼痛緩和指導管理料の注2に掲げる「 難治性がん性疼痛緩和指導管理加算 」WEB
○ A000 初診料の注 10 機能強化加算(病院・診療所)			
92	上から 2 行目	(実績期間 不要)	(実績期間 1カ月)
○ A000 初診料の注 11 再診料の注 15 外来感染対策向上加算(診療所)			
99	上から 5 つめの枠	新興感染症の発生時等に、発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有する。	削除 (正誤編注: 上から 4 つめの枠と 5 つ目の枠がダブっているため、5 つ目を削除)
○ A000～A002 初診料の注 15, 再診料の注 19, 外来診療料の注 10「医療情報取得加算」(病院・診療所)【届出不要】			
■102		全頁差し替え	【別紙A】(5 頁) に差し替え
○ A000 初診料の注 16「医療DX推進体制整備加算」(病院・診療所)			

■108～109		全頁差し替え		【別紙B】(6～8頁)に差し替え	
■122	様式1の6	様式差し替え		【別紙C】(9頁)に差し替え	
○ A001、A002 再診料の注 20、外来診療料の注 11「看護師等遠隔診療補助加算」(病院・診療所)					
118	上から 13 行目	(実績期間不要)		(実績期間1カ月)	
○ B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療料(病院・診療所)					
173	上から8行目の次に右を追加				

		地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料 ※看護職員夜間配置加算では、各病棟最低3人配置が必要	理料												
○ A234-2 感染対策向上加算(病院・診療所)															
1091	下から 18 行目	※厚生労働省の院内感染対策講習会①(受講証書が交付されるものに限る)が…	※厚生労働省の院内感染対策講習会②受講証書が交付されるものに限る)が…												
○ ハイリスク分娩等管理加算(病院・診療所)															
1113	下から 19 行目の次に追加	☐ ☐ 1年間の分娩件数、配置医師数及び配置助産師数について、2025 年4月以降は、ウェブサイトに掲載している(地域連携分娩管理加算は、連携医療機関を含む)。ただし、自ら管理するウェブサイトを持しない場合は、掲載は不要。	☐												
○ A243 後発医薬品使用体制加算(病院・診療所)															
1123	下から 11 行目	上記内容を 2026 年 6月以降はウェブサイトにも掲載。自ら管理する…	上記内容を 2025 年 6月以降はウェブサイトにも掲載。自ら管理する…												
○ A243-2 バイオ後続品使用体制加算(病院・診療所)															
1126	下から8行目	場所に掲示している。(2026 年6月以降はウェブサイトにも掲載。自ら管理する…	場所に掲示している。(2025 年6月以降はウェブサイトにも掲載。自ら管理する…												
○ A247 認知症ケア加算(病院)															
1160	下から 20 行目	式7の3・1164 頁参照)を作成している。(2026 年9月 30 日までは、経過措置あり)。	式7の3・1164 頁参照)を作成している。(2024 年9月 30 日までは、経過措置あり)。												
○ A253 協力対象施設入所者入院加算(病院・診療所)															
1177	下から 10 行目	…見やすい場所に掲示している。(2026 年6月以降は…	…見やすい場所に掲示している。(2025 年6月以降は…												
○ (参考)入院基本料等加算一覧表															
1181	区分番号 A233 を右に変更	<table border="1"> <tr> <td>A233</td> <td>リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算</td> <td>120</td> <td>1日につき</td> <td>要届出</td> <td>○※1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		A233	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	120	1日につき	要届出	○※1						
A233	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	120	1日につき	要届出	○※1										
○ A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料(HCU)(病院)															
1274	上から 11 行目の次に追加	□「救命救急入院料・特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類」(様式 43・1427 頁)													
○ A315 精神科地域包括ケア病棟入院料(病院)															
1421	上から7行目	□「[]に勤務する従事者の名簿」(様式 20・52 頁参照)	□「[]に勤務する従事者の名簿」(様式 20・52 頁参照) ※精神保健指定については、備考欄に指定医番号を記載												
1421	上から9行目～13 行目	・ 常勤の精神保健指定医の指定医証の写し ・ 医療法施行規則に定める看護職員の員数以上の配置が確認できる書類	削除 (正誤編注:当該書類は適時調査時の際の当日準備書類であり、届出時には不要)												
1421	上から 18 行目～最後	・ クロザリル患者モニタリングサービスの登録医療機関であることがわかる書類 ・ 精神障害者の地域生活支援関係機関等との連携がわかる書類	削除 (正誤編注:当該書類は適時調査時の際の当日準備書類であり、届出時には不要)												
○ A300 救命救急入院料・A301 特定集中治療室管理料・A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類 (病院)															

1427	下段の様式 43	様式差し替え	【別紙 G】（14～16 頁）に差し替え
○ A308 回復期リハビリテーション病棟入院料1、2の施設基準に係る届出書添付書類(病院)			
■1434	下段	様式差し替え	【別紙 H】（17 頁）に差し替え
○ A308 回復期リハビリテーション病棟入院料3、4又は回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類(病院)			
■1435	上段	様式差し替え	【別紙 I】（18 頁）に差し替え
○ 適時調査実施要領(事前提出書類、当日準備書類)			
■1552 ～1574	9月 11 日付で、適時調査実施要領等が一部変更され、適時調査の際の「事前提出書類」(1552～1554 頁)、「当日準備書類」(1555～1574 頁)が変更された。 右より、「重点的に調査を行う施設基準」、「事前提出書類」及び「当日準備書類」を参照いただきたい。 適時調査実施要領そのものに変更はない。		【短縮 URL】 https://x.gd/3CQBF
			【二次元バーコード】 

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認下さい。

保団連正誤表

<https://hodanren.doc-net.or.jp/>



A000～A002 初診料の注 15、再診料の注 19、外来診療料の注 10

医療情報取得加算（病院・診療所）【届出不要】

1. 概要

- a) オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療する体制を有し、施設基準を満たした保険医療機関において、受診した患者に対して、十分な情報を取得した上で診療した場合に算定できる。
- b) 以下の基準を満たす。
- ア レセプトのオンライン請求を行っている。
- イ マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有している。
- ウ 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している。
- ① オンライン資格確認を行う体制を有している。
- ② 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。
- エ ウの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している（2025 年 5 月 31 日まで経過措置あり）。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

2. 算定点数

（2024 年 11 月 30 日まで）

初診料

- 医療情報取得加算 1 3 点（月 1 回）
医療情報取得加算 2 1 点（月 1 回）

再診料・外来診療料

- 医療情報取得加算 3 2 点（3 月に 1 回）
医療情報取得加算 4 1 点（3 月に 1 回）

（2024 年 12 月 1 日から）

初診料

- 医療情報取得加算 1 点（月 1 回）

再診料・外来診療料

- 医療情報取得加算 1 点（3 月に 1 回）

届出・日常管理チェック表（医療情報取得加算）

右の日常管理欄を月 1 回点検して下さい。		日常 管理
施設 基準 等	電子情報処理組織を使用した診療報酬請求（オンライン請求）を行っている。	☐
	マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有している。	☐
	次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している。	☐
	① オンライン資格確認を行う体制を有している。 ② 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。	☐
	上記の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している（2025 年 5 月 31 日まで経過措置あり）。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。	☐

A000 初診料の注 16

医療DX推進体制整備加算（病院・診療所）

重点施設基準

編注 2024 年 10 月以降は、赤字修正が適用される。2025 年 4 月 1 日以降は、緑字修正が適用される。

1. 概要

- a) オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービス等を導入し、医療DXに対応する体制を確保している医療機関で初診を行った場合に算定できる。
- b) 2 科目初診料の場合は加算できない。
- c) 同一月に在宅医療DX情報活用加算又は訪問看護医療DX情報活用加算を算定した場合には、算定できない。
- d) 医療DX推進体制整備加算は、B001-2 小児科外来診療料、B001-2-7 外来リハビリテーション診療料、B001-2-8 外来放射線照射診療料、B001-2-11 小児かかりつけ診療料及び B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料に包括されず算定できる。
- e) 医療DX推進体制整備加算は、2025 年 3 月までと 2025 年 4 月以降で取り扱いが異なる。なお 2025 年 3 月 31 日時点で届出を行っている医療機関が加算 4～6 を算定する場合は新たな届出は不要だが、加算 1～3 を算定する場合は、新たな様式による届出が必要である（2025 年 4 月から算定する場合は、4 月 4 日までに届出が必要）。
- ① 2024 年 10 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
加算 3 の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」未満でも届出ができ、加算 1～3 の利用率を満たした場合に該当する加算を算定する。加算 3 の利用率未満になっても取り下げる必要はない。
- ② 2025 年 4 月 1 日～
ア. 加算 1～3 は、電子処方箋等導入済みの医療機関が届出できる。なお、加算 3 の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」未満でも届出ができ、加算 1～3 の利用率を満たした場合に該当する加算を算定する。また、加算 3 の利用率未満になっても取り下げる必要はない。
イ. 加算 4～6 は、電子処方箋等未導入の医療機関が届出できる。なお、加算 6 の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」未満でも届出ができ、加算 4～6 の利用率を満たした場合に該当する加算を算定する。また、加算 6 の利用率未満になっても取り下げる必要はない。
ウ. 加算 3 と加算 6 の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」について、「小児科外来診療料」算定医療機関で、2024 年 1 月 1 日から 12 月末までの延べ外来患者数のうち 6 歳未満の患者の割合が 3 割以上の医療機関は、届出をすれば「12%以上」で可（2025 年 9 月末までに限る）。

2. 算定点数

初診料への加算

(2024 年 9 月 30 日まで)

医療DX推進体制整備加算 8 点（月 1 回）

→ 2024 年 10 月 1 日廃止

(2024 年 10 月 1 日から)

イ 医療DX推進体制整備加算 1 1 点（月 1 回）

ロ 医療DX推進体制整備加算 2 1 0 点（月 1 回）

ハ 医療DX推進体制整備加算 3 8 点（月 1 回）

2025 年 3 月 31 日廃止

(2025 年 4 月 1 日から)

イ 医療DX推進体制整備加算 1 1 2 点（月 1 回）

ロ 医療DX推進体制整備加算 2 1 1 点（月 1 回）

ハ 医療DX推進体制整備加算 3 1 0 点（月 1 回）

ニ 医療DX推進体制整備加算 4 1 0 点（月 1 回）

ホ 医療DX推進体制整備加算 5 9 点（月 1 回）

ヘ 医療DX推進体制整備加算 6 8 点（月 1 回）

電子処方箋等導入済み

電子処方箋等未導入

届出・日常管理チェック表（医療DX推進体制整備加算）

（実績期間 1 カ月）※日常管理欄の太枠は、適時調査の重点確認事項である。

届出		左の届出欄をすべて満たすと届出が可能です。 届出後は、右の日常管理欄を月 1 回点検してください。	日常管理																								
	☐	適格要件を満たしている（25 頁参照）。	☐																								
施設基準等	☐	オンライン請求を行っている。	☐																								
	☐	オンライン資格確認を行う体制を有している。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行う。	☐																								
	☐	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制を有している。	☐																								
	☒	電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有している（経過措置：2025 年 3 月 31 日まで）。 ※届出時点で電子処方箋未導入の場合、導入予定年月を記載することとされているが、未定又は空欄であっても差し支えない（2024.4.12 厚労省事務連絡）。	☒																								
	☐	電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している（経過措置：2025 年 9 月 30 日まで）。 ※2025 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に、届出書に記載する。	☐																								
	☐	☐ 以下に掲げる事項について、保険医療機関の見やすい場所に掲示している。 ア 診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧又は活用して診療を実施している。 イ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて医療を提供できるよう取り組んでいる。 ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施している（経過措置：2025 年 9 月 30 日まで）。 ☐ 上記の掲示事項について、2025 年 6 月 1 日以降は、原則として、ウェブサイトにも掲載する。なお、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、ウェブサイトへの掲載は不要である。	☐																								
	☒	※2025 年 4 月改定後の加算 1～3 のチェック欄です。 ☐ 加算 1～3（2025 年 4 月以降に限る）は、「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制」を有している。 ☐ 加算 1～3（2025 年 4 月以降に限る）は、下記に掲げる算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」（次頁に解説）に基づいて加算 1～3 を算定する。3 カ月前～5 カ月前のすべての月において加算 3 の利用率を満たせない場合は、加算は算定しない。 <table><tr><td colspan="2">算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」</td><td rowspan="4">電子処方箋を発行する 体制又は調剤情報を電子 処方箋管理サービス に登録する体制を有し ている</td></tr><tr><td>加算 1</td><td>4 5 %以上</td></tr><tr><td>加算 2</td><td>3 0 %以上</td></tr><tr><td>加算 3</td><td>1 5 %以上※</td></tr></table> ※加算 3 について、「小児科外来診療料」算定医療機関で、かつ「2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日までの延べ外来患者数」のうち、6 歳未満の患者割合が 3 割以上の医療機関は、届出をすれば 12%以上で可（2025 年 9 月末まで）	算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」		電子処方箋を発行する 体制又は調剤情報を電子 処方箋管理サービス に登録する体制を有し ている	加算 1	4 5 %以上	加算 2	3 0 %以上	加算 3	1 5 %以上※	☒															
	算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」		電子処方箋を発行する 体制又は調剤情報を電子 処方箋管理サービス に登録する体制を有し ている																								
	加算 1	4 5 %以上																									
	加算 2	3 0 %以上																									
加算 3	1 5 %以上※																										
☐	加算 4～6（2025 年 3 月 31 日までは、加算 1～3）は、下記に掲げる算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」（次頁に解説）に基づいて加算 4～6（2025 年 3 月 31 日までは、加算 1～3）を算定する。3 カ月前～5 カ月前のすべての月において加算 6（2025 年 3 月 31 日までは、加算 3）の利用率を満たせない場合は、加算は算定しない。 <table><tr><td colspan="5">算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」</td></tr><tr><td>算定月</td><td>2024 年 10 月～12 月</td><td>2025 年 1 月～3 月</td><td colspan="2">2025 年 4 月～</td></tr><tr><td>加算 1</td><td>1 5 %以上</td><td>3 0 %以上</td><td>加算 4</td><td>4 5 %以上</td></tr><tr><td>加算 2</td><td>1 0 %以上</td><td>2 0 %以上</td><td>加算 5</td><td>3 0 %以上</td></tr><tr><td>加算 3</td><td>5 %以上</td><td>1 0 %以上</td><td>加算 6</td><td>1 5 %以上※</td></tr></table> ※加算 6 について、「小児科外来診療料」算定医療機関で、かつ「2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日までの延べ外来患者数」のうち、6 歳未満の患者割合が 3 割以上の医療機関は、届出をすれば 12%以上で可（2025 年 9 月末まで）	算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」					算定月	2024 年 10 月～12 月	2025 年 1 月～3 月	2025 年 4 月～		加算 1	1 5 %以上	3 0 %以上	加算 4	4 5 %以上	加算 2	1 0 %以上	2 0 %以上	加算 5	3 0 %以上	加算 3	5 %以上	1 0 %以上	加算 6	1 5 %以上※	☐
算定月の 3 カ月前～5 カ月前のいずれかの月の 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」																											
算定月	2024 年 10 月～12 月	2025 年 1 月～3 月	2025 年 4 月～																								
加算 1	1 5 %以上	3 0 %以上	加算 4	4 5 %以上																							
加算 2	1 0 %以上	2 0 %以上	加算 5	3 0 %以上																							
加算 3	5 %以上	1 0 %以上	加算 6	1 5 %以上※																							

	【レセプト件数ベースマイナ保険証利用率等について】 ※1 レセプト件数ベースマイナ保険証利用率とは、医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう) ※2 レセプト件数ベースマイナ保険証利用率は、医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。 ※3 2024年10月1日から2025年1月31日までの間に限って、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前の「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」(同月におけるマイナ保険証による資格確認件数を同月のオンライン資格確認等システムの利用件数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう)を用いることができる。この場合、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。 ※3+ レセプト件数ベースマイナ保険証利用率については、医療DX推進体制整備加算1への基準を満たしていれば該当する点数を算定することが出来るものであり、地方厚生局長への届出を行う必要はない。	
	加算1・2及び加算4・5について、マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している。 ※この施設基準は、加算3と加算6には設けられていないので、加算3と加算6に限り、右の日常管理欄へのチェックは不要。	☐
届出書類	☐ 以下の届出書類が整っている。(提出は1通。届出書の写しを保管しておく) ☐ 「基本診療料の施設基準等に係る届出書」(別添7・49頁参照) ☐ 「医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類」(様式1の6・122頁参照)	

様式 1 の 6

医療 D X 推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求 が実施されている	□
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(以下オ ンライン資格確認)を行う体制が整備されている	□
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤 情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処 置室等において医師等が閲覧又は活用できる体制が整備さ れている	□
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子 処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処 方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	□
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得さ れる診療情報等を活用する体制が整備されている	□
6	医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施 するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことに ついて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□
7	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等 についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□
8	前年(令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)の延外来 患者数のうち 6 歳未満の患者割合が 3 割以上である	□

〔記載上の注意〕

- 1 「4」については、令和 7 年 4 月 1 日以降に当該加算 1～3 を算定する場合に記載すること。
- 2 「5」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に算定を開始する場合に記載すること。
- 3 「5」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「7」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 4 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 5 「8」については、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、医療 D X 推進体制整備加算 3 及び 6 のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのを「12%」とする場合に記載すること。

様式 11 の 6

在宅患者訪問診療料（I）の注 13（在宅患者訪問診療料（II）の注 6 の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	☐
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	☐
3	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制が整備されている	☐
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	☐
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	☐
6	医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	☐
7	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	☐

〔記載上の注意〕

「4」については、令和 7 年 4 月 1 日以降に当該加算 1 を算定する場合に記載すること。

「5」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に算定を開始する場合に記載すること。

「5」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「7」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。

「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

【別紙E】 728 頁～762 頁に、下記の情報を追加

別添「ベースアップ評価料の届出の簡素化について」(2024 年 9 月 11 日～)

厚労省は、2024 年 9 月 11 日にベースアップ評価料の届出様式を簡素化するとともに、特設ページをリニューアルした。

主な変更点は、次の通りである。詳細は、下記の「厚労省ベースアップ評価料 特設ページ」を参照いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

なお、引き続き 9 月改定前の届出様式を使っても出来る。9 月改定前の届出については、「届出医療等の活用と留意点」728 頁～762 頁を参照いただきたい。

1. 届出様式及び届出様式の記載例を更新した。

- (1) 下記のシートについて、対象職員の基本給等に係る事項の職種グループ別の記載箇所を削除した。
 - ① 「別添 計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シート
 - ② 「別添 計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シート
- (2) ベースアップ評価料対象外職種の「給与総額」に関する項目を削除した。
- (3) 参考 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（Ⅱを算定しない診療所向け）について、
 - ① 届出を行う月の選択方法を変更した。
 - ② 評価料（Ⅱ）を届け出ない場合、「対象職員の給与総額」の記載を不要とした。

2. 特設ページへの掲載内容の追加・更新

- (1) はじめて届出を行う医療機関向けの説明動画・資料を更新した。
- (2) 「ベースアップ評価料の届出書類の書き方」を追加した。
- (3) 届出様式の簡素化に関する説明動画・資料を追加した。
- (4) 評価料（Ⅱ）の追加届出に関する説明動画・資料を追加した。
- (5) 入院ベースアップ評価料の追加届出に関する説明動画・資料を追加した。
- (6) ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールを更新した。

【別紙 F】 728 頁～732 頁に、下記の情報を追加

「届出医療等の活用と留意点」の 728 頁～732 頁に掲載している「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」について、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の様式が 2025 年 1 月より、大幅に簡素化された。その概要を下記に紹介する。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみの届出様式が大幅に簡素化（2025 年 1 月～）

（外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ届け出る簡素化された届出様式が公開）

- (1) 厚生労働省は、令和 7 年 1 月 10 日付で「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合」の届出添付書類を大幅に簡素化して公開した。

「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合」に使用する新たな様式は、下記 URL の 2. 届出様式（医療機関用）に、「ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式」（Excel 形式）として掲載されている。

また、厚労省のベースアップ評価料等特設サイト（下記 URL）には届出様式（Excel 表）の他、届出書類の書き方（医科・歯科別）、説明動画、届出様式記載例などが掲載されており、届出様式（Excel 表）そのものにも、入力の際の留意点が記載されている。

なお、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）に加えて（Ⅱ）又は入院ベースアップ評価料を届け出る場合の様式には変更がない。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

短縮 URL : <https://x.gd/nBf7B>

- (2) 2024 年度補正予算で決定した「医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援」は、ベースアップ評価料を算定する医療機関に限って、ICT 機器の導入による業務の効率化、タスクシフト／シェアによる業務の効率化を行う医療機関に対して、無床診療所は 1 施設 18 万円、病院・有床診療所は病床数×4 万円が給付される。なお、詳細は今後示される。

（簡素化された届出様式は、「別添」シートの入力で計画書と届出書がほぼ自動作成）

- (3) 「ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式」（Excel 形式）には、「別添」、「計画書」、「届出書」の 3 つのシートがあり、「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」がほぼ自動的に作成される。

ア 「別添」シートへの入力は、シートに記載された説明に沿って入力する。入力の概要は次の通り。

○ 賃金改善実績報告書に関する確認項目にチェックし、

1. 医療機関名や医療機関コード、住所等を記入

2. 届出を行う評価料（医科・歯科）をチェック（これで、下記 5 の網掛け部分のうち必要な入力枠が表示される）

3. 届出年月日を記載

4. ベースアップ評価料算定期間について、①算定開始年月と、②届出年度の算定終了月（原則として 3 月）を記入

5. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される金額の見込みとして、直近 1 カ月間（又は 3 カ月平均）の算定回数を、③初診料等、④再診料等、⑤訪問診療料等（同一建物以外）、⑥訪問診療料等（同一建物）に入力。なお、⑪ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額は 0 を入力。

○ ここまで入力すると、⑫ 1 カ月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込みが自動計算されて表示される

6. 賃金改善実施期間について、①算定開始月と、②届出年度の算定終了月について、

上記 4 と同じ年月を入力

7. ⑮・⑯について、「(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」が、⑫の金額以上になるように入力を行う。なお、医療機関の持ち出しを少なくするためには、⑮の賃金改善見込み額について、「⑫の金額÷1.165」の計算結果を入力(法定福利費の事業主負担<16.5%>を反映させるため)し、⑯賞与、時間外手当等の増加見込み額は0を入力することが考えられる(※)。

※⑯に金額入力をする場合は、「⑫の金額÷1.165」の計算結果を⑮と⑯に分けて入力する。

イ 「計画書」及び「届出書」シートの確認

- 「計画書」は、全て自動入力される。問題あれば「別添」を修正する。
- 「届出書」は、4つの適格要件のチェック欄以外は全て自動入力される。問題あれば「別添」を修正する。問題なければ、4つの適格要件にチェックをする。

ウ 地方厚生局への届出

- 届出は従来の評価料と同様に、医療機関所在地管轄の地方厚生(支)局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレスに Excel ファイルを提出(やむを得ない事情がある場合は書面提出でも可)
- 専用メールアドレスを含めた届出にあたっての留意事項は、厚労省のベースアップ評価料等特設サイトの2. 届出様式(医療機関用)の「届出様式記載上の注意」に掲載されている。

(施設基準・算定要件の留意点)

- (4) 施設基準・算定要件の留意点はこれまでと同じ。主な留意点は下記の通り。

ア 賃金規定に下記を加える。

- ① ベースアップ評価料による収入は、ベースアップ評価手当として支給する。診療報酬改定によりベースアップ評価料に変更がある場合は、それに合わせて改定する。
- ② 年度末において、ベースアップ評価料による収入がベースアップ評価手当を上回った場合は、翌年度の賃金改善のために繰り越す。(又は、ベースアップ評価手当の支給割合に応じて特別手当として年度末に支給する)

イ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)は、対象職員(別添シートの下のほうに職種が抱えている)が常勤・非常勤を問わず1名以上勤務していればよい。なお、医療事務が看護補助など患者サポート業務にも従事する場合は対象職種に含めても良い。

ウ 事業の継続を図るため、対象職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別事情届出書」(様式 94)を届け出る。なお、年度を超えて対象職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度に「賃金改善計画書」を提出する際に、「特別事情届出書」を再度届け出る。

エ 届出後の管理として、次を行う。

- ① 4月の状況について様式 98 の別添賃金改善計画書(診療所)を作成し、6月に地方厚生(支)局長に届け出る。
- ② 算定開始年度の翌年度の8月に様式 98 の別添賃金実績報告書(診療所)を地方厚生(支)局長に届け出る。なお、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを届け出た」場合の実績報告書は内容が変更される予定で、2025年4月頃に厚労省のベースアップ評価料等特設サイトで公開される。

【別紙魏 G】 1427 頁下段を、1 4～1 6 頁に差し替え

様式 43

救命救急入院料・特定集中治療室管理料
・ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る
重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類

- 1 救命救急入院料（2・4）、特定集中治療室管理料（1・2・3・4・5・6）
（該当に○）

病 床 数		床	入室患者延べ数の算出期間 (1か月) 年 月
入 室 患 者 の 状 況	① 入室患者延べ数	名	
	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ		
	② ①のうち重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の延べ数	名	
	③ 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合（②／①）	%	
重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況		実施年月日 年 月 日	

2 救命救急入院料（１・３）、ハイケアユニット入院医療管理料（１・２）

（該当に○）

（１）届出事項（入院料等の届出の変更・評価票の変更）（該当に○）

（２）評価に用いる重症度、医療・看護必要度（Ⅰ・Ⅱ）（該当に○）

（３）入室患者の状況等

病 床 数		床 名	入室患者延べ数の算出期間 (1か月) 年 月	
入室患者の状況	① 入室患者延べ数			
	ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度			
	Ⅰ	②【割合①】①のうち重症度、医療・看護必要度のA項目のうち、以下のいずれかに該当する患者の延べ数 ・蘇生術の施行 ・人工呼吸器の管理 ・肺動脈圧測定 ・中心静脈圧測定 ・輸血や血液製剤の管理 ・特殊な治療法等	名	
		③【割合①】重症度、医療・看護必要度のA項目のうち、②のいずれかに該当する患者の割合（②／①）	%	
		④【割合②】重症度、医療・看護必要度のA項目のいずれかに該当する患者の延べ数	名	
		⑤【割合②】重症度、医療・看護必要度のA項目のいずれかに該当する患者の割合（④／①）	%	
	Ⅱ	②【割合①】①のうち重症度、医療・看護必要度のA項目のうち、以下のいずれかに該当する患者の延べ数 ・蘇生術の施行 ・人工呼吸器の管理 ・肺動脈圧測定 ・中心静脈圧測定 ・輸血や血液製剤の管理 ・特殊な治療法等	名	
		③【割合①】重症度、医療・看護必要度のA項目のうち、②のいずれかに該当する患者の割合（②／①）	%	
		④【割合②】重症度、医療・看護必要度のA項目のいずれかに該当する患者の延べ数	名	
		⑤【割合②】重症度、医療・看護必要度のA項目のいずれかに該当する患者の割合（④／①）	%	
重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況		実施年月日 年 月 日		

[記載上の注意]

- 1 届出に係る治療室ごとに記入すること。
- 2 入室患者延べ数とは、直近 1 か月において、当該届出を行う治療室に入室した患者の延べ数をいう。退室した日並びに短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者（基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料 3 に係る要件を満たす場合に限る。）及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者については入室患者延べ数に含めない。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）についても入室患者延べ数に含めない。
- 3 救命救急入院料 2、4 又は特定集中治療室管理料の届出を行う場合は、別添 6 の別紙 17 の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行うこと。なお、この場合の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、「モニタリング及び処置等（A 項目）」に係る得点が「2 点以上」である患者をいう。
- 4 救命救急入院料 1、3 又はハイケアユニット入院医療管理料の届出を行う場合は、別添 6 の別紙 18 の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行うこと。

様式49の2

- ☐ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1、2
☐ 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
 の施設基準に係る届出書添付書類

1. 施設基準に係る届出書添付書類

①	直近 6 か月間における退院患者数	名
(再掲) (1)	他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数	名
②	在宅復帰率 (1) / ①	%
③	直近 6 か月間に当該病棟に新たに入院した患者数	名
④	上記③のうち、入院時の日常生活機能評価が10点以上又は F I M総得点が55点以下であった患者数	名
⑤	新規入院患者における重症者の割合 ④ / ③	%
⑥	直近 6 か月間における退院患者のうち、入院時の日常生活機能評価が10点以上又は F I M総得点が55点以下であった患者	名
⑦	上記⑥のうち、退院時（転院時を含む。）の日常生活機能評価が、入院時に比較して 4 点以上又は F I M総得点が 42 16点以上改善していた患者	名
⑧	日常生活機能評価が 4 点以上又は F I M総得点が 42 16点以上改善した重症者の割合 ⑦ / ⑥	%

様式49の3

回復期リハビリテーション病棟入院料3、4又は回復期リハビリテーション入院医療管理料
の施設基準に係る届出書添付書類

1. 施設基準に係る届出書添付書類

①	直近6か月間における退院患者数	名
(再掲) (1)	他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数	名
②	在宅復帰率 (1)／①	%
③	直近6か月間に当該病棟又は病室に新たに入院した患者数	名
④	上記③のうち、入院時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数	名
⑤	新規入院患者における重症者の割合 ④／③	%
⑥	直近6か月間における退院患者のうち、入院時の日常生活機能評価が10点以上であった患者	名
⑦	上記⑥のうち、退院時（転院時を含む。）の日常生活機能評価が、入院時に比較して3点以上又はFIM総得点が12点以上改善していた患者	名
⑧	日常生活機能評価が3点以上又はFIM総得点が12点以上改善した重症者の割合 ⑦／⑥	%
日常生活機能評価票に係る院内研修の実施状況		実施日： 年 月 日
FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会の実施状況		実施日： 年 月 日

6. 周辺の医療機関の回復期リハビリテーション病棟の届出状況（回復期リハビリテーション入院医療管理料に限る。）

当該病院を中心とした半径12キロメートル以内の回復期リハビリテーション病棟入院料1から5の届出数（当該病院を含む）：	回	病棟
--	---	----

【記載上の注意】

- 「①」の直近6か月間における退院患者数については、入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟又は病室を有する病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転院した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。また、他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟又は病室を有する病棟以外の病棟へ転院した患者、他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の（1）のイの（イ）に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。
- 「⑥」について、区分番号「A246」入退院支援加算の地域連携診療計画加算を算定する患者が当該病棟に転院してきた場合には、当該患者に対して作成された地域連携診療計画に記載された日常生活機能評価の結果を入院時の日常生活機能評価としてみなす。